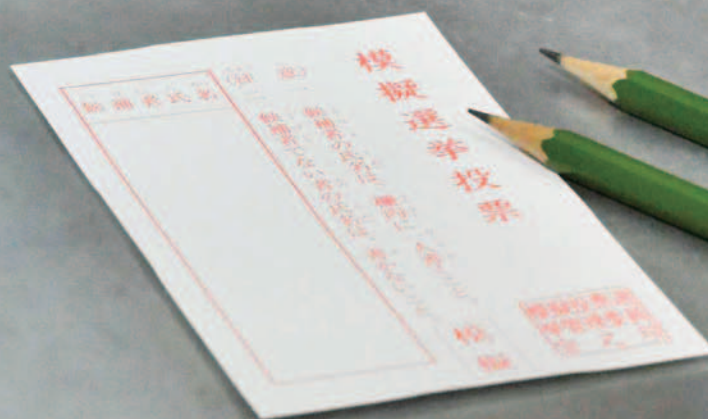


特集

求められる若い力。

未来を生きる当事者に…18歳選挙権！

少子高齢化の進行により、高齢有権者の比率が若年有権者の比率を大きく上回ってきています。そこで、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるため、選挙権年齢が高校生を含む18歳まで引き下げられ、夏の参院選（6月19日以降に公示される国政選挙）から、この新制度による選挙が実施されることとなりました。高校生や大学生は、現役の学習世代。政治や国際社会に関心を持つ機会も多いはず。その若者層が、選挙権という「権利」を実用し、社会の構成員としての「自覚」を持ち、有権者としての義務と責任を負うことで、国民的な議論が活発化していくと期待されています。将来の担い手である「若い世代」とともに、それぞれの世代が協力し、よりよい社会の構築につなげていきたいものです。



投票

現在

世界各国の選挙権年齢は

「18歳以上」が主流！

国立国会図書館（平成26年）の調査では、世界の191の国・地域のうち、9割近くが、日本の衆議院にあたる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。

18歳選挙権で何が変わるの？

① 18歳から投票ができます。これにより、全国で新たに240万人の有権者が増えます。岡谷市では18歳から19歳までのおよそ1000人が、新たな有権者になります。被選挙権はまだありません（立候補はできません）。

② 18歳から20歳未満の人も選挙運動ができます（18歳未満は選挙運動が禁止されています）。

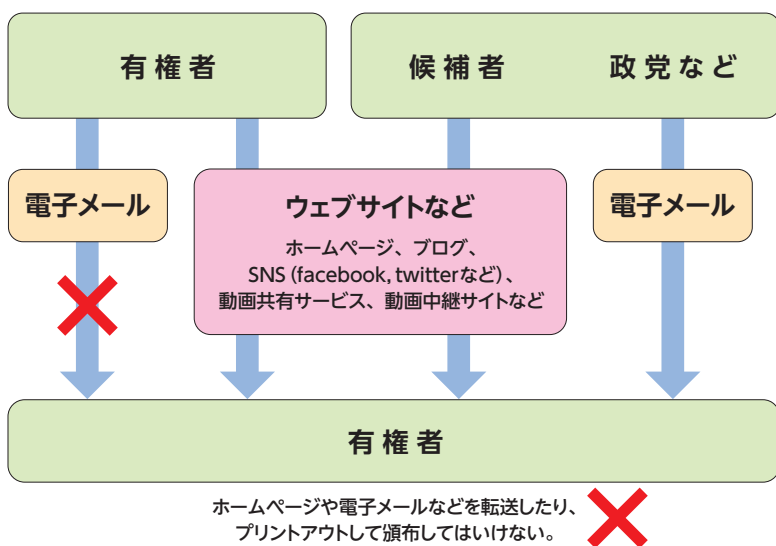
③ 一定の要件を満たす重大な選挙違反を犯した場合、成人と同様に罰せられます。



インターネットを使った選挙運動

SNSやブログなどのさまざまなインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。なお、候補者や政党など以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動や、満18歳未満の人による選挙運動も禁止されています。



明るい選挙啓発ポスターコンクール

毎年、市内の小中高等学校および一般の人を対象に、明るい選挙の啓発ポスターコンクールを実施しています。平成27年度は小学校から64点、中学校から51点、合計115点の応募がありました。



明るい選挙推進協議会 会長賞



入選作（一部）

これって？選挙違反？

◎ わたしは18歳です。18歳の同級生から「今度ごはんをおごるから、次の選挙で〇〇さんに投票してよ」といわれましたが、何か問題ありますか？

選挙運動期間外に、同級生があなたに対し、特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。

また、同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で飲食物や労務の提供を申し出ることは、利益供与の申し込みにあたり、選挙期間内外を問わず、買収罪に問われる恐れがあります。利益供与を受けた場合も買収罪に問われる恐れがあります。



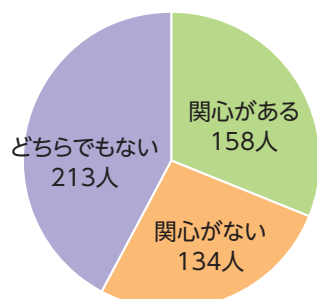
選挙出前授業・模擬投票

高校(市内3校)の新旧3年生では、投票のしかたや選挙について学ぶ授業を実施しました。

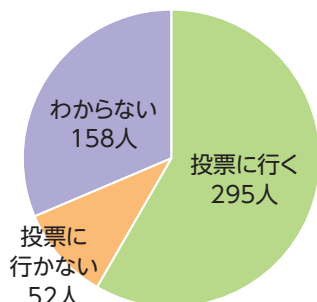
参加者のみなさんにアンケートをお願いしました

(回答者数：505人)

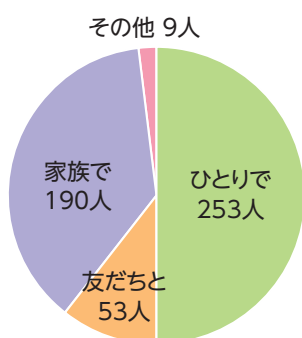
Q1. 政治に関心がありますか？



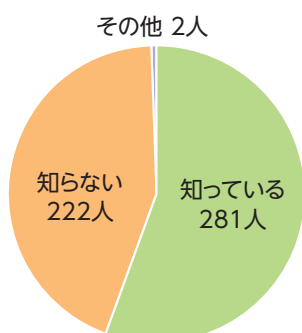
Q2. 選挙権を持ったら、投票に行きますか？



Q3. 投票に行く場合、だれと行きますか？



Q4. 自分の投票する投票所を知っていますか？



投票所入場券で受付をすませ、
投票用紙の交付を受けて…

最初に投票する人は、
投票箱が空なのを確認めます



1



記載台で投票したい
候補者の氏名を記入



3



二つに折って投票箱へ

4



票数を候補者ごとにカウント。
間違いのないよう
何度も点検します



5

さあ、開票。解錠して
箱の中身を開票台にあけます



6



集計して
開票録に書き入れます



期日前投票制度

◎ 投票日の当日は、部活動の試合があるため、投票に行かれませんか。どうすればいいですか。

公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの、朝8時30分から夜8時まで、期日前投票所（市役所2階202会議室）で投票ができます（土・日も投票できます）。

入場券の裏にある宣誓書に住所、氏名、生年月日、事由を書いて持参してください。入場券を忘れても投票できます。

※家族でも本人に代わって投票することはできません。



進学や就職で引っ越したら

住民票を移しましょう！

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。

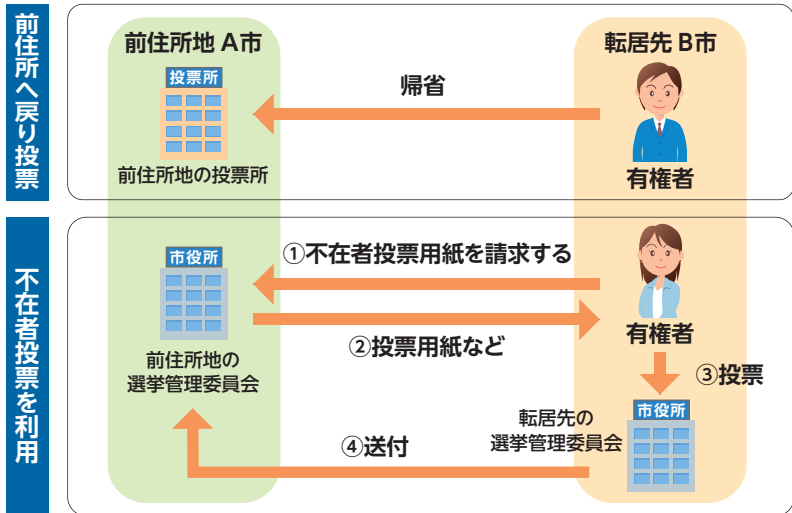
選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合などは、引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。



前住所で投票ができます

選挙権を得た人が、進学や就職などで転居し、そこに住んでいる期間が3か月未満の場合は、転居先の選挙人名簿に登録されていません。その場合は、前住所で3か月以上居住履歴があれば、転居後4か月以内は前住所で投票ができます。

また、前住所へ不在者投票用紙を請求し、不在者投票を利用することもできます。



投票所、知ってますか？

選挙が近くなると投票所入場券が郵送されます。自分が投票する投票所を、確認しておきましょう。

投票所名	使用施設
今井投票所	今井区公会所
間下投票所	間下区民センター
岡谷投票所	岡谷区公会所
下浜投票所	下浜区民センター
小尾口投票所	小尾口区公民館
上浜投票所	上浜公民館
新屋敷投票所	新屋敷会館
小口投票所	小口区民センター

投票所名	使用施設
小井川投票所	小井川平成会館
西堀投票所	西堀区公会所
小坂投票所	小坂公民館
花岡南投票所	岡谷市役所湊支所
花岡北投票所	花岡区民センター
三沢投票所	三沢区コミュニティ施設
川岸中央投票所	岡谷市役所川岸支所
夏明投票所	夏明公会所

投票所名	使用施設
駒沢投票所	駒沢区公民館
橋原投票所	橋原区公会所
中屋投票所	中屋区公民館
中村投票所	中村区民センター
横川投票所	横川公会堂
東堀投票所	東堀区柴宮館

期日前投票所は岡谷市役所2階202会議室
※公示（告示）日の翌日に設置